

控 訴 状

平成30年7月23日

福岡高等裁判所 御中

控訴人ら訴訟代理人	弁護士	馬奈木 昭雄
	同	平山 博久
	同	板井 優
	同	高橋 謙一
	同	魚住 昭三
	同	緒方 剛
	同	毛利 倫
	同	田籠 亮博
	同	八木 大和
	同	鍋島 典子
	同	中川 拓
	同	井上 恵梨

控訴人 別紙控訴人目録記載の通り

〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎三丁目1番7号

アースコート黒崎駅前BLDG. 4階

黒崎合同法律事務所（送達場所）

電話 093-642-2868 FAX 093-642-2856

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 平山 博久

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関一丁目1番1号

被 告 国

上記代表者法務大臣 上 川 陽 子

処分行政庁 国土交通省九州地方整備局長

増 田 博 行

石木ダム事業認定処分取消請求控訴事件

訴訟物の価格 金 1億6960万円

貼用印紙額 金 79万5000円

上記当事者間の長崎地方裁判所平成27年(行ウ)第4号石木ダム事業認定処分取消請求事件について、平成30年7月9日判決言い渡しがあり、同日判決製本の送達を受けたが、控訴人らは、上記判決に不服であるから控訴を提起する。

## 第1 原判決の表示

### 主 文

- 1 別紙1原告目録の番号2ないし5, 7, 8, 10, 13, 14, 16, 18, 20, 22, 26, 27, 29, 33, 36, 37, 42, 43, 45ないし48の原告らの訴えをいずれも却下する。
- 2 その余の原告らの請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

## 第2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 国土交通省九州地方整備局長が平成25年9月6日付け九州地方整備局告

示第157号によりなした土地収用法第20条及び同法第138条第1項の規定により準用される同法第20条の規定に基づく二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る事業認定処分を取り消す。

3 訴訟費用は第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

### 第3 控訴の理由

原判決は、控訴人らの一部の請求を却下し、その余の控訴人らの請求をいずれも棄却しており、この点については全て不服であるため控訴を申し立てたものである。

控訴理由の詳細は、追って準備書面をもって陳述する。

なお、木本マスエについては、平成28年3月12日、死亡した。

その相続人子の一人は木本博美であるが、同人は、元々、原審における原告でもあった。

そこで、原告木本博美として原判決に控訴すると同時に、故木本マスエの共同相続人の一人としても原判決に対して控訴するものである。

### 添付書類

- |           |       |
|-----------|-------|
| 1 控訴状（副本） | 1 通   |
| 2 訴訟委任状   | 106 通 |

以上